一 新事業資金ノ事
明治四十三年ト定メ当初ノ年度ニ從テ日本
銀行ニ於テ取扱フ事

一 市又ハ公共團體ニ於テハ公債不可ノ向

第三号

力右再引受者中ニ参加スルヲ得ハ本懐ノ至ニ存
候右幸ヒニ右微衷ノアル所ヲ御酌量ノ上切ニ希望
當ノ御意ヲ御徹底ニ於テ数千萬圓ノ至ニ不
堪候得共最早多難ノ際御寛容被
上候 頓首百拜

明治四十三年二月十九日

林猫吉

日本銀行副總裁男爵高橋是清閣下

一 新公債ノ事
明日相渡日トシテ当初ノ手続ニ従ヒ日本
銀行ニ於テ取扱フ事
一 市又ハ公共団体ニ於テ公債不売ノ向
ハ相当ノ手数料ニヨリテ勧誘ニ付テ
精々応募セシムル事
一 公債申込ノ周旋ニヨリテ応募額ノ
多キニハ手数料トシテ百円ニ付拾弐銭
[illegible]五厘ヨリ仕払フヘキ事
但此申込手数料ハ各取扱店ヘ通
シテ其等ニ仕払フヘキ事

右二月二十三日決議

日本銀行副総裁男爵高橋是清閣下

拝啓陳ハ今回愚案

利ヲ得候ニ付キ可及的

志ヲ尽シ置ク候

右再引受者中ニ参加スル者ハ本表ノ通ニ候

上切ニ不肯

通ニ不

容難

下

扨此陳亡人ヲ因テ
利アル信ス丈ハ而友的
樓為之書況ヲ為
証信ニ問日ニ来近シ
来況ヲ紹寄シ候
要トモ於稀ニ若クハ日
ト雇教ヲ為教紹介
此最後ノ一両年近シ
分ニ内楼モ好
此会来布然ル年
何自録ニ有為日本
領大諸先之通
紹来ル日支ヲ
為交換領ヘ御伝

[illegible]

然處最前ハ両年迄之

分御内拵ニ而ハいかゝ敷

趣意来有之候處三年

御目録ニ而高日本

願候右様之次第ニ御座

無之来候目出度存候

為取扱候ヘハ御任せ

之御手数相懸候事

甚以恐入候得共不悪御承引

之御場所ニ依而ハ御願

猶々申上候 頓首

二月廿二日　山健三

（印：健三）

下読御内証候

幸事両舞台橋之次第

尚々御内粗之ハ三両斗代

用況金ノ上刑ニも相成候

今回ノ四分利付公債募集ニ付キテハ各地株式取引所ノ仲買人ニモ
應募申込ノ取次ヲ為サシメ申込書ニ仲買人ノ印ヲ押捺シアルモノハ
其仲買人ノ取次ニ係ルモノトシテ募入決定ノ上募入高百圓ニ付キ
拾貳錢五厘ノ手数料ヲ夫々仲買人ヘ交付スベシト云フ

右再引受者中ニ参加スルヲ得ハ無上衷ノ至ニ堪
上切ニ冀
至ニ不
候敬

稿本写シ
引継

拝啓
本日当地下諸銀行組合ニ於テ御紙ニ通報ノ件協議致
決定シ日本銀行ハ其諸般ノ要ヲ同行ニ於テモ承諾
御照会ノ件右如此御通知候也
相生之件右御申述候
敬具

明治四十三年二月廿二日
下諸銀行組合総幹事

小山健三殿

貴来ル廿六日当地下諸銀行組合諸君ノ御上京
ノ節御都合上ニ御上京相成難シ
ハ代表者其他御上京相成候様御依頼申上

明治　年　月　日

保坂[illegible]

協議[illegible]事項

今回六分利付公債募集ニ付キテハ各地株式取引所ノ仲買人ニモ応募申込ノ取次ヲ為サシメ申込書ニ仲買人ノ印ヲ押捺シアル分ハ其仲買人ノ取次ニ係ルモノトシテ募入決定ノ上募入高百円ニ付キ拾弐銭五厘ノ手数料ヲ支出シ其仲買人ヘ交付[illegible]

廿二

日本銀行

小池、神田、福岡ノ分

扣

今回発行英貨第壹回四分利公債再下請契約別紙写之通出来候ニ付供高覧候也

明治四十三年二月廿三日

下請銀行組合幹事
高橋是清

大蔵大臣侯爵桂太郎殿

第一回四分利公債應募申込高報告表

摘要	普通申込		代用申込		合計
	價格以上	價格	價格以上	價格	
二月二十二日申込高	131.750	175.150	83.250	1.849.650	2.239.800.
前日マテ累計	329.700	332.050	338.250	3.944.100	4.944.100.
總計	461.450	507.200	421.500	5.793.750	7.183.900

本店計 4.308.650円
大阪計 1.233.850.

備考
二十一日分報告ニ於テハ本表前日累計ノ代用申込價格以上ニ於テ24.850円ヲ減シ同上價格ニ於テ24.850円ヲ増シタルハ派出所ノ訂正報告ニ依リ更正ヲ為シタルニ因ル

電報送達紙

發局						著局	
報	局	號	日	分	字	分	受信當務者
	コウライバシ	第五一八號	二月二五日	受付午后三時九分	一一字	受信午后三時十分	布

受信人居所氏名

ホンリヨウガエ4ヨ
ニホンギンコウ
タカハシ
ソウサイ

指定

記事

コンヤジヨウキヨウス

名氏所居人

コヤマケンゾウ

著信番號 第壹四六八號

注意

他人へ宛たる電報の配達を受けたる者は其由を付箋し直ちに之を配達したる電信局所に返戻すへし決して其受取本人へ直送し又は手渡しすへからす

著局日附印

43.2.25

明治三十八年四月印刷局製造

（コヤマケンゾウシ）イワカテズアコモ四キタ（リワキ）ホコ

小山健三氏 一 左ノ通傳言 ヒヨ 四分 利付 公債

ミル ユ子 ツ゜ ケ 六四 ロゾ ダ゜ フヲ゜ ワ ヨ゜ス

募入欵 住友銀行六拾四萬円北浜銀行浪速銀行六拾四

ム゜ ソ カ゜ ウ ケヨ 四八 ロゾ ヨラヌカ ウワアモ

銀行山口銀行鴻池銀行各四拾八萬円宛ト決定セシ

セヌケヨシサラワペ モ イワコツカロ ゾ゜ウセヌ 五テウ

ニ付各行ヨリ日本銀行大阪支店ヘ本月五日百円ニ付五円

デ子 ガセセノ スチ ルワサヨミワ ロマガ゜ロ

其後當分ノ通リ拂込ム様取計方依頼又五分利

付並債代用本券ノ分ハ前者第十一條ノ豫告事項ヲ

バセジア ソノヨヌガセメ子ニルコケク(ヨコクジコウ)ラタ

大阪支店経由至急抹消電報セラレタシ

ペ モ ヒマ エ ミ カモイワ ヅ コ

タカハシコレキヨ

高橋是清

大阪支店長 殿

拜啓下請銀行ノ應募申込ニ對スル四分利付公債募入額貴行ノ分ト決定致候ニ付本月五日額面百圓ニ付金五圓、其後省令第三號ノ規定ニ随ヒ日本銀行本店、御拂込相成度又五分利付公債ヲ以テ現金拂込ニ代用方御希望ノ分有之候ハヾ其額并ニ省令第十一條ノ豫告事項ヲ至急幹事迄御通知相成度此段得貴意候敬具

明治四十三年三月二日

下請銀行組合幹事

百六拾九万円	（三日、大和田ヨリ電話ニテ全部代用ノ旨申来ル 同日右ノ旨返却ヲ乞フニ付、国債ヲ以付ス）	興業銀行
百拾弐万円	（山川ヨリ電話全部現金 三日付来翰右同様ノ旨、国債ヲ以付）	勧業銀行
百拾弐万円	（国債ヲ以電話、全部代用 三日 三日付来書 百十二万円代用、国債ヲ以付）	十五銀行
九拾六万円	（三月二日付外業茅六四号ヲ以テ照会アリ 全部代用、本書ハ国債ヲ以付入）	三井
九拾六万円	（串田ヨリ電話全部代用ノ旨 四日付来翰、国債ヲ以付）	三菱
九拾六万円	（佐々木ヨリ電話大部分現金 三日）	第一
九拾六万円	（青木ヨリ電話全部代用 国債ヲ以直接譲渡）	安田
八拾万円	（青木ヨリ電話全部代用 国債ヲ以直接譲渡先）	第三
六拾四万円		住友
四拾八万円	（二月三日付ヲ以テ弐万四千円ノ小切手ヲ送リ来ル、国債ヲ以付入）	藤本
四拾八万円		小原

大阪ハ浪速現金 他ハ悉ク代用ノ旨
大阪ハ店長ヨリ 三日返電、国債ヲ以付入

四拾八萬円　渡辺
四拾八萬円　三田
四拾八萬円　山口
四拾八萬円　菊池
〆 千弐百萬円

THE BANK OF JAPAN.

三月二日

高橋男爵　　梶子

小山氏病気ニ付志立、傳言ニ依ルニ茶話費ノ趣
申居候處下請代リ、大諸中ニテノ多ハ代用
トナルベク候、決定次第其申出ヲ更ケ更ニ電報スベシ

電報送達紙

着局	發局	受信人居所氏名
受信 午　時　分	第二〇六號 三月二日 午後 時 分	

指定 ウ二

至急親展

(コヤマシ)エシセヌ
(シズチミ)イワズア
ヌミユメキノウヒケチ
アミノタミサイワヺア
ヌルリチヲヌハセレカ

記事

注意 若し他人へ宛たる電報の配達を受けたる方は其由を付箋し直ちに之を配達したる電信局所に返戻せらるへく決して其受取人へ直送し又は毀損することはなりません

着信番號 第壹七壹五號

着局日附印 43.3.2

電八試 (二、十 北村納)

電報送達紙

受信人居所氏名	發局	着局
2.	報 局 第　號	受付 午　時　分 / 着信 午　時　分 / 受信當務者

第二日

指定

記事

ハワヲワナミテナクヒ
カタメラテガサクセ

着信番號 第　號

注意 若しも他人へ宛たる電報の配達を受けたる方は其由を付箋し直ちに之を配達したる電信局所に返戻せらるへく決して其受取本人へ直送し又は手渡することはなりません

着局日附印 43.3.2

電八號（四二、十 北村納）

[illegible]
[illegible]
[illegible]

右拙者ニ傳達有之庭
蒼
出来候ニ付差上申候
當節中ニ而御座候
御鑑札之様差上候
三月二日
深井様

（コヤマレ）マタハレダチレ）イワズアコモ（コヤマレ）アワサヨムメヘテサヨヘアロチリナ

小山健三氏又ハ志立氏ヘ傳言セヨ　小山氏当地ヲ出立前ニ相談ヘ致置キタル

ビユエニ　フヨ

用件至急~~日本銀行大阪支店ヲ経テ~~電報回答相成度

高橋是清

大阪支店長宛　松原

四十三年

三月四日

四十三年三月四日

大阪支店長殿

高橋是清

電信ヲ以テ（ミコ）

新営（タメホコ）関スル（イル）決議（ビリ）貴君ノ往テ（イサレタ）貴地（アナ）

~~[illegible]~~

下請銀行ヘ通知スルコト差支ナシ（アミノウシサイワ ハヌ レセワブステ）

~~本市借換法準備ニ小生~~

貴地（アナ）下請（アミ）銀行ヲ召集セズシテ（イウレカラタ ヤル マモ チレメ子 コヌ）第二回借換ヲ決定セラレ（カリカエ ラタウワ ユモ）

ワブ吉田殿ニ

コトナシト信ズ

明治　年　月　日

三月四日

高橋副総裁

大阪支店長

去ル町田永田ヨリ新公債ニ関スル諸事ハ当地銀行ト
異リ直接御取計セルニ付時々指示シ候テ御承知置出タリ
又第二回四分公債募集ニ関シ不日大阪下請銀行ヘ召
集セラルヽヤ又其儀ハナクシテ募集セラルヽヤ心得ノ為伺
呈ルヽ様ニトノ依頼アリ何分ノ御指揮ヲ請フ

電報送達紙

受信人居所氏名	發局	報局	號	日	時分	着局	受付 午 時 分	有務者
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

指定 ニカ

[illegible]

記事

發信番號 第壹四七壹號

注意 若し他人へ宛たる電報の配達を受けたる方は其局を付箋し直ちに之を配達したる電信局所に返戻せらるへく決して其受取本人へ直送し又は手渡することはなりません

電八號 (四二、十 北村納)

電報送達紙

發局				着局		受信人居所氏名
報局	第　號	三月廿日	受付 午　時　分	字	受信 午　時　分	受信 當務者

2、

指定

記事

ダシラキナノヒヌナロ
アメチニフヤロキタキ
コミルイルラサレキテ
ミノミシササヨヤ゛ル
ユモヤヱロマユナテム

信管番號 第　號

注意 若しも他人へ宛たる電報の配達を受けたる方は其由を付箋し直ちに之を配達したる電信局所に返戻せらるへく決して其受取本人へ直送し又は手渡することはなりません

着局日附押

43.3.4

電報送達紙

受信人居所氏名	發局	着局
	報 局 第 號	

日	受付 午 時 分	字	受信 午 時 分	受信者
十四				

指定

記事

ミルユヱヤユゲ テマ
ウツクルハヤヨニトノ
ナライアリ しムサヨ
ヨアワメ

發信番號 第 號

注意 若し他人へ宛たる電報の謄本を受けたる方は其封緘し直ちに之を配達したる電信局所に返戻せらるへく決して其受取本人へ直達し又は手渡することは成りません

着局日附印

43.3.4

株式會社第一銀行便箋

明治四十三年三月三日

於東京

第一銀行総支配人
佐々木勇之助 (印)

下諸銀行組合幹事
[illegible]御中

三月二日付之状ヲ以テ今般下諸銀行ハ応募申込ニ對シ
四分利付公債募入額ハ九拾六萬円ト決定相成候ニ
付本月五日該額面百円ニ付九十五円ノ割ニテ有合第三号ノ規
定ニ從ヒ拂込ミ又ハ五分利付公債ニテ現金拂込ニ代用
可相成候右[illegible]第十一条ニ依リ[illegible]
[illegible]候段[illegible]通知ニ[illegible]
[illegible]

三月四日

高橋是清殿　　大阪　[illegible]

貴諭承候小山[illegible]引続中ニ付[illegible]傳言[illegible]小山[illegible]

株式會社第一銀行用紙

[illegible]

明治四十[illegible]年　三月　三日

東京

[illegible]

IMPERIAL JAPANESE TELEGRAPH

電報送達紙

報	局	號	日	分	時	分	時
發局	フヲサカ	第 一二一九	ミ 月 16 日		午 ミ 時 五 分		午 ヤ 時 四 分

受付 / 受信 / 受信當務者

宛名人居所氏名：二まちレフウフ……

指定

ガサツン（ニヤマ（ミ）
ジミミカセヌへミダチ
ミシチルズアヌミクフ
（フヤマ（ミ））ヲツウミ
ヤユヌルツヒリナカツ

記事

第 壹九參八 號 1ペセ

注意 若し他人へ宛たる電報の配達を受けたる方は其由を附箋し直ちに之を配達したる電信局所に返戻し又は本人へ直送し又は手渡することを……ません

着局日附印 〔43.3.4〕

大日本帝國電信

（北甘十、二四）

大磯、長生館

渋沢男爵

高橋是清

明七日午後一時ヨリ閣下ニ於テ是非御面会サレ度旨 桂大蔵大臣希望致サレ候ニ付 三田桂侯私邸ヘ御参集（会） 相成タシ 御都合如何ヤ返電ヲ請フ

（　）明治四三年三月六日

榛原製

ヌキレロノノ五チウボナヅツ（カンシヤ）ヘ（サンシウ）ユモルツアナアミウデウタ・レサバウイワズア

明八日午後五時總理大臣官舎ヘ參集セラレ候樣貴地組合各行當事者ヘ傳言相

コエ ラキホタ ウワ トツイワエカハヌ ユエ

成度 右ハ大藏大臣ヨリモ直接通知アル筈

高橋是清

大阪支店長宛

四十三年三月七日

三月八日 親展 十五日夕

大阪石油組合館ヨリ請求ニ大蔵大臣ヲ召集セラレタルモ時間ニ合ハサルニ付一日延期ヲ出願スル筈ノ由昨夜本電アリタリ

高橋是清

大磯長生殿ニ
深澤男爵

三月四日 岩男

高橋男爵

大阪支店長

過般岩下清周君拙者ノ代理トシテ同行専務
取締役小塚正一郎氏出京ニ付御含方御依頼成度
トノ申出アリ尚此事ハ岩下君直接総理大臣秘
書官ニモ面会ノ筈

電報送達紙

受信人居所氏名	發報局	番號	日	受付	字	受信	着局
[illegible]	三千ワ紀	四九	三月八	午〇時三〇分	三七	午〇時	

指定 ウニ

チチヘイワシメセイヒ
ウレラツカモケシヲテ
ワカヘカナモテワヘフ
ツカシヤワイロレア
テルナセ又サコフレヤ

記事

至急電報

發信番號 第壹六五號

注意 本人へ宛たる電報の配達を受けたる時は本人不在なる時と雖も直ちに之を本人へ遞送し又は手渡すべく決して其儘に放置せらるることなき様注意を要す

着局日附印 東京 43.3.8

ペセ

當人版（四二、十　北村納）

電報送達紙

發信人居所氏名	報 局	發 局 第 號	日 二月八日	受付 午 時 分	字	受信 午 時 分	受信當務者 着局

指定

記事

ルナ゜イコエナ゜リシヒヲ
エカヲフフワフヲヌヘ
イワレメセラワエカボ
ナガツヘヒミミカ
ンレルルメシコノ

特信番號 第 號

注意 若し他人へ宛たる電報の配達を受けたる方は其由を付箋し直ちに之を配達したる電信局所に返戻せらるへく決して其受取人へ直送し又は手渡することは出来ません

着局日附印

108

電報送達紙

發局						著局	
報	局	號	日	分	字	分	受信當務者
新	ミサカ局	第一五六七號	月七日	受付午ハ時卅分	三〇三字	受信午九時卅分	

受信人居所氏名

オモテ町一ノ一〇
タカハシヤク

指定

二
カ

記事

發信人居所氏名

ペセ

著信番號 第 號

注意

他人へ宛たる電報の配達を受けたる者は其由を付箋し直ちに之を配達したる電信局所に返戻すへし決して其受取本人へ直送し又は手渡しすへからす

著局日附印 43.3.7

アウアミノウシサロワ
サヨズアヌシギメ
メノムメグフセヌ
ポスウツラクヌロヘ
ラコノヌカケヨア
コヒウコ
エズ
フミコモ五七サワケク

明治三十八年四月印刷局製

電報送達紙

發	局					著	局	受信人居所氏名
報	局	第　號	月　日	受付 午　時　分	字	受信 午　時　分	受信者署名	

指定	
記事	

ガアリルピオメ
ノロマウヨテヌケク子
ミケヒラケテヨヴレラ
クーーキリケクガア
ルルメノカツムク
ヨエエミケクポルセ
サヘコヒラツキヴミ

著信番號	注意	發信人居所氏名
第　號	他人へ宛たる電報の配達を受けたる者は其由を付箋し直ちに之を配達したる電信局所に返戻すへし決して其受取本人へ直送し又は手渡しすへからす	
著局日附印		

43.3.7

明治三十八年四月印刷局製

第一回　再下請先　再下請者名　再下請額

拝啓　陸上當地組合員
意向略既ニ申上置候
大切ノ件 [illegible]
[illegible]
一、第三回 [illegible]

加島銀行

[illegible]

拝啓陳者当地組合員
意向ハ略既ニ申上置候
尚昨日会合之結果
一第二回発行ノ時期及金
額ハ組合事業ノ上ニ重
大ナル利害関係ヲ有スルニ付
組合銀行代表者会合ノ
上審議決定ノ事
一価格維持ノ為メ買入資
金醵出ノ件ハ右会合ノ
際是亦審議決定
政府ニ於テ先以テ考
慮セラレ度事
一会合ノ期ハ幹事ニ於テ
決定セラレ可成速ニ通

政府ニ於テ先以テ考
慮セラレ度事

一 会合ノ期ハ幹事ニ於テ
決定セラレ可成速ニ通
報セラレ度事

前三項ノ中出来ル事ニ
限リ試作可然御承知
奉願候　匆々敬具

三月四日　小山健三

下清紙信拝事

男爵高橋是清殿

写

本書ハ引継

第一四 再下請先届

届出銀行	再下請者名	再下請額
横浜正金銀行	明治銀行	百万円
	名古屋銀行	六拾万円
	愛知銀行	六拾万円
	七十四銀行	参拾万円
	第二銀行	弐拾万円
	左右田銀行	拾万円
三菱銀行部	香港上海銀行	拾五万円
	明治生命保険会社	百万円
	セール、フレザー株式会社	弐百万円
三井銀行	村井銀行	五拾万円
	加島銀行	五拾万円

安田銀行

明治商業銀行　五拾萬圓
百三十銀行　五拾萬圓
肥後銀行　五拾萬圓
京都銀行　拾萬圓
高知銀行　拾萬圓
群馬商業銀行　拾萬圓
信濃銀行　拾萬圓
共済生命保険会社　拾萬圓

第三銀行

日本商業銀行　五拾萬圓
二十二銀行　五拾萬圓
大垣共立銀行　拾萬圓
十七銀行　拾萬圓
第九十八銀行　拾萬圓

根室銀行　拾萬圓
帝国海上運送火災保険会社　拾萬圓

第一銀行

東京貯蓄銀行　参拾萬圓
二十銀行　貳拾萬圓
盛岡銀行　貳拾萬圓
七十七銀行　貳拾萬圓
六十九銀行　拾萬圓

三井銀行

日本通商銀行　参拾萬圓
東京信託株式会社　貳拾萬圓
六十三銀行東京支店　貳拾萬圓

北濱銀行

野村徳七外五名　貳拾萬圓

秘

第二回四分利公債發行要項

一、發行總額	壹億圓
一、利率	年四分
一、最低發行價格	九拾五圓
一、据置期限	發行ノ年ヨリ十ヶ年
一、償還期限	据置滿期後五十年
一、利子仕拂期	三月一日 九月一日
一、初期ノ利子	全半年分
一、發表期日	三月十五日
一、申込期日	四月四日
一、締切期日	四月十一日

一、募入決定　四月十九日

一、拂込期日
- 第一期　四月十九日　五圓（保證金振替）
- 第二期　五月三十日　貳拾圓
- 第三期　六月三十日　貳拾圓
- 第四期　八月十日　五拾圓

一、證券代用價格
- 六月、十二月利拂ノモノ　百貳圓九拾錢
- 三月、九月利拂ノモノ　百壹圓六拾五錢

一、募入方法
- 應募價格ノ高キモノヨリ順次之ヲ採リ
- 價格同シキ場合ハ代用申込ニ優先權ヲ與フ

秘

据置期限經過五分利付國債額

内國債ノ部

海軍公債	八、二九六、七〇〇円
整理公債	一六二、五五二、三〇〇
軍事公債	七〇、三九八、九五〇
五分利公債	八七、四九四、六五〇
臺灣事業公債	一〇〇、七三五
計	三二八、八四三、三三五
据置期限ノ規定ナキモノ	
國庫債券整理公債	三一、〇〇一、一五〇
國庫債券	一四一、七一一、七〇〇
計	一七二、七一二、八五〇
合計	五〇一、五五六、一八五

外國債ノ部

五分利帝國公債及軍事公債	九三、〇〇〇、〇〇〇円
但裏書付キノ分	
第一回四分半利付英貨公債	二九二、八六九、四九八
第二回四分半利付英貨公債	二九二、八八五、九〇〇
計	六七八、七五五、三九八
内外債總計	一、一八〇、三一一、五八三

藏

國債償還計畫

一、償還金額	五千万圓
内	
イ、海軍公債全部	約七百万円
ロ、整理公債	約四千三百万円
一、告示發表	三月十五日以前
一、抽籤期日	四月十一日
一、償還期日	四月三十日

一 据置年限経過後ノ公債償還ヲ前以テ決定之事

一 発行総額ヲ壹億円トスル事

廃残ナラン

一 取扱銀行ノ数ヲ増ス事 其銀行ノ指定ハ日本銀行ニ一任スルモノトス

一 取扱銀行ノ手数料ハ弐拾銭ト改ムル事

一 仲買ノ手数料ハ総テ取扱銀行トノ協議ニ一任シ前項弐拾銭ノ内ヨリ支出スル事

一 仲買再下請

從テ両換銀行
ト相成候儀ニ付
前項貳拾壹ノ内
ヨリ支出スル事

一 仲買再下請合
證メ準備シ置
キ各行ノ引受高
ヨリ分割セサル事

一 募入ノ順次
第一位 價格以上ノ
公債現金
申込
第二位 並價ノ公債
申込
第三位 並價現金
申込

三月十日急行幹事口授ノ件
小山氏在席、

前項ノ場合ニ於テハ買上ゲル公債ノ額面ニ對シ年四分ノ割合ニテ買入ノ日ヨリ買上ノ前日ニ至ルマデノ利子ヲ算出シ之ニ買入原價ヲ加ヘタル額ヲ以テ買上代價トスルコト

但組合ニテ買持中ニ利札仕拂ヲ受ケタルトキハ其利子額ヲ買入原價ヨリ控除スルコト

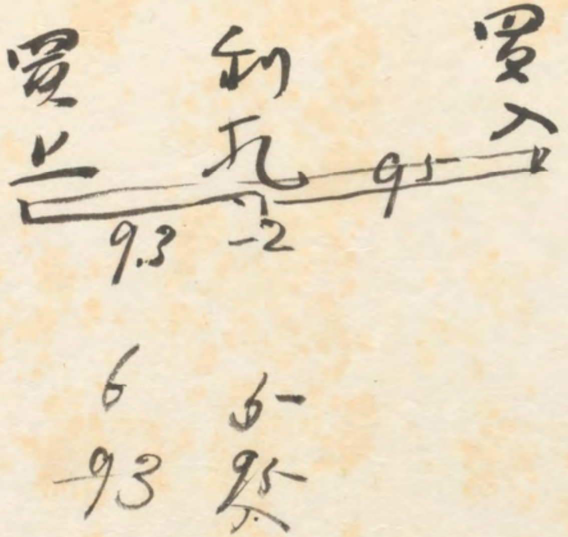

汝贤
道[illegible]
[illegible]谢来
其[illegible]消息
[illegible]飞[illegible]
[illegible]日[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二月廿日

[illegible]

[illegible] 様

二伸

二千五百円ノ内

千五百円ハ[illegible]

五百円ハ[illegible]

五百円ハ[illegible]

[illegible]

但右報酬分六条定ム

手形

一 但右沼ヲハ買入資金
額トシテ五百万円ヨリ
多担ニシテ
但不法者ニ割当ル

一 買入ノ場合ニ於テハ事
田井殿ノ協定ニ於テ議ス
実行スル時ハ額面代
償却ノ謝礼ノ協定ニ指
出スルコト

一 買入資金借用ナキ
トキハ買入ス之価

一 買上リ半期へ

一買入ノ場合ニハ銘柄ヲ引
日本勧業債券ニ限ル議定
實行スル時ハ額面代
價ヲ詳細同様ニ揚
出スベシ

一買入資金ハ但書ナキ
トキハ[redacted]買入スベキ價
一買上ゲ平均ヘ
終レル此場合ニ於
テハ買入資金ト對
シ年四分ノ割合
ヲ以テ利子ヲ算出シ
買上[redacted]ハ代價ニ加ヘルベシ
但買入后利札ヲ渡スル
手ハ資金ノ利子ニ充ツ

四十三年三月十日決議

一 下請銀行以外ノ銀行ニ信託公
債應募取扱ヲ委托スルコトハ
日本銀行ニ於テ詮議ノ上決
定スヘキ事

一 發財産ニナリタル公債ハ信
託公債ト分ケ整理ヲ簡
便ニスルコトヲ要スルニ付銀行
長ニ於テ主務ニ書申セシムル
事

一 下請銀行ニ於テ保証トナリ居ル公債
代用ノ應募ニ付テハ其都合ニ斷
ノ事

一 下請金額ハ各銀行トモ前
回ノ額トスル事
但應募下請ノ分ハ加算スルヲ得
ル事 尤モ其申出ハ明ナル
限トスル事

二

四十三年三月十日決議

再下渡二年

○総則

保証金ニ対シ

従前ノ通リ

○仲買人（冨士ニ付属ノ）

御紙ヲ各組ニテ

再下渡ヲ為サシム

一、備荒ノ為メ

二、保証金ハ金

一百両ニ年

五両ヲ納メ

（大ヨリ小ト冨士ト小冨組ニ作ス）

三、[illegible]印ハ

[illegible]

不足ト

為替相場ハ
左ノ如シ

四、仲買組
ニ於テハ左ノ如シ

○三人ハ（鴻池、小池、新田）ハ

一、借[redacted]金ヲ

二、保証金ヲ

三、當分ノ所ノ金

四、従前ノ毎下賜ナリ 五百万円ヲ累加シ之

出セシモノ下賜額

ニ加算シ三人 従前ノ

ニ毎下賜セシ

左ノ如シ

○他ノ両組ハ加算

毎下賜ヲ

又ハ十之ニ

十二月十日小山氏送付セラル

右ノ五行ハ
参百五拾
乃円之上
鴻池組ハ

下賜額ヲ加算

左ノ[redacted]組ハ

[illegible]発ヲ[illegible]スルカ如キ[illegible]

参百五拾万円ヲ上ス
鴻池銀行ハ
浪速銀行ハ
北浜銀行ハ
三十四銀行ハ
山口銀行ハ
以上五行

之レヲ引受ス
但シ其割合ハ
明日中ナルヘシ

○其

右ノ五人ハ
其外ノ三人並ニ交渉シ
若シ同意ナキトキハ
一般仲買ニ

○仲買人ヘ五分下ケ渡ス
右ハ法定ノ保証金ヲ
七分トシテ
料ハ従来ノ二百分ノ一
トス
其他ハ各銀行ノ随
意トス

○各銀行株式
一、募集資本額ハ
二十万円トスルコト
二、仲買人其他
手数料右二十
前ノ通リ書換
右ノ外[illegible]

以上ノ

明日中十人ヨリ毎入

〇[illegible]

右店ノ主人ハ

專主ノ三人並ニ支配ト

爲シ組合先ニ於テハ

一般仲買ニ限ル

〇仲買人ハ一圓下ヲ受

右ハ法定ノ保證額支テ
十五萬トシテ

料ハ従ノ二百萬圓

トス

其他ハ各組ノ區

意トス

〇右報酬ト[illegible]報酬ハ

一 募入高二十萬口ニ付ト之ルコト

二 仲買ニ支払フベキ其他

手数料右二十

萬ノ内ヨリ支払

モノトシ其入金額ハ

各行トノ協議ニ

依カス了

拝啓第二回四分利付公債募集取扱銀行手数料ハ下請銀行組合希望ノ通リ募入高額面百円ニ付弐拾銭トシ仲買人等ヘ支拂フベキ取次手数料ハ此内ヨリ適宜支弁セシメラルヽコトニ決定シタル趣日本銀行ヨリ内報有之候ニ付不取敢御通知申置候　敬具

明治四十三年三月十二日

下請銀行組合幹事

拝啓

別冊下請手数料決定書前回ノ通リ當地各銀行御調印ノ上御送附方至急御取計被下度此段

得貴意候　敬具

四十三年三月十三日

下請銀行組合幹事

株式会社三十四銀行頭取

小山健三殿

廢案

各下請銀行ノ應募申込以外

公衆ノ應募額ガ募集額ニ充タザル場合ニ於テ再下請者ガ其再下請ノ割合ニ應シ其不足額ヲ引受

クルコトハ再下請ノ要旨（者ニ約束セシムルハ既ニ前回ヨリ実行セラレタル所）ナレトモ公衆應募額ハ各下請銀行ノ應募申込ヲ額以外ノモノタルベキコト（ト存候處）

既ニ本邦ノ從來ノ條件上當行其他（其他ノ）ノ應募申込ニテモ發行銀行ニ於テ特ニ募入セザルコトアルノ點ト

認メラレタル所ハ公衆應募額ヨリ控除シ其上ニテ生シタル不足額ニ對シ（再下請者ニ於テ）按分引受ヲ為サシムル

コトアルベシトノ意味ナル再下請契約ニ相加ヘ置キ候ハバ自然万一ニモ無責任ナル再下請書

ヲ防カスモノナカラシムル效アリ之ト存候ニ付御參考迄ニ申上置候 敬具

拝啓

第二回四分利付公債下請ニ関シ別紙写
ノ通リ日本銀行ト契約締結致候付御
通知申上候敬具

明治四十三年三月十五日

下請銀行組合幹事

[illegible]

印紙
五十四

契約書

今般政府ニ於テ五分利付内國債借換ノ為ノ四分利公債一億円ヲ募集セラルルニ付日本銀行ハ政府ノ命任ニ依リ之カ下請ニ関シ

横濱正金銀行
株式会社日本興業銀行
株式会社第一銀行
株式会社第三銀行
株式会社十五銀行
株式会社第百銀行
株式会社三井銀行
三菱合資會社銀行部

合名会社 安田銀行
株式会社 浪速銀行
株式会社 三十四銀行
株式会社 北濱銀行
住友銀行
合名会社 鴻池銀行
山口銀行

ヲ以テ組織シタル下請銀行組合ト左ノ事項ヲ契約ス

第一條 組合銀行ハ募集豫定額一億圓ノ内八千七百五十萬圓ノ下請ヲ為ス事

第二條 銀行組合ハ公衆ノ應募額面總高カ一億圓ニ満タサルトキハ前條下請額ノ割合ニ應シ其ノ不足額ヲ引受クルノ責ニ任スル事

第三條 前條ノ場合ニ於テ銀行組合ノ應募申込ハ第一條ノ下請額以内ニ於テ日本銀行總裁ニ一任スル事

第四條 銀行組合カ引受クヘキ國債ノ應募價格ハ最低発行價格トスル事

第五條 銀行組合ハ本契約ニ違反シタルカ為政府ニ損失ヲ及ホシタルトキハ組合者連帯シテ之カ辨償ノ責ニ任スル事

第六條 日本銀行ハ銀行組合カ本公債下請ノ責ニ任シタル報酬トシテ其ノ下請額ノ百分ノ一ニ相當スル下請料ヲ其ノ拂込完了ノトキニ於テ銀行

組合ニ交付スル事

右契約ヲ締結シタルノ證トシテ本書二通ヲ作リ雙方署名調印ノ上一通ハ日本銀行ニ一通ハ銀行組合ニ保存スルモノ也

明治四十三年三月十四日

日本銀行總裁男爵松尾臣善 印

同 文書局長島郁太郎 印

日本銀行印

株式会社第一銀行印

下請銀行組合幹事

株式会社第一銀行頭取男爵澁澤栄一 印

横濱正金銀行頭取男爵高橋是清 印

拜啓

第一回四分利付公債下請契約第三條ニ依ル下請組合銀行ノ應募申込ハ日本銀行本店ヘ直接申込ミタルモノナレドモ各銀行ノ取扱ニ係ル應募申込ニ準シ募入決定額々面百円ニ付金拾貳錢五厘ノ割合ヲ以テ各銀行ヘ其募入高ニ應シ支給セラルヘキ旨日本銀行ヨリ通知有之候ニ付既ニ御承知ノ事ナルヤモ知レザレドモ為念更メテ御通知申上候 敬具

明治四十三年三月十六日

下請銀行組合幹事

高橋是清

株式 三十四銀行

株式 三十四銀行

（要）

十六日到着、決定書ハ調印ノ上佐々木氏

（四八）

十六日到着、決定書ハ調印ノ為メ佐々木氏

拝誦陳者別紙御下
渡ニ相成候決定書
押当銀行調印之上御
回送申上候間可然
御計ひ奉願候此段御回
答申上候敬具

三月十五日
三井家顧問　小山健三 （印：健三）

下[illegible]

男爵高橋是清殿

拝啓 第二回四分利公債事務臨時取扱代理店
[illegible]
[illegible]
[illegible]

下坂紐分類[illegible]

[illegible]

小山健三氏宛

明治四拾参年参月拾六日

[illegible]

青木[illegible]

日本銀行

深井英五 殿

文書入回付

[illegible]

十六日[illegible]

拝啓

第三回四分利付公債分担下請金額決定ニ付其地組合銀行ト調印濟ノ上ト返付被成下度此

右依頼仕候敬具

四十三年三月十六日

下請銀行組合幹事

小山健三殿

株式三十四銀行

THE YOKOHAMA SPECIE BANK, L'D.,
YOKOHAMA.

明治四十三年三月十六日　横浜正金銀行
頭取代理
取締役　山川勇木

下精銀行御中

拝啓陳者貴行四万円ノ利用相成候下請ニ関シ曽
当銀行ト契約締結致居候処其期限
四月三十日ヲ以テ満了致候ニ付
右御通知申上候也

THE YOKOHAMA SPECIE BANK, L'D.,
YOKOHAMA.

以手紙

御示合之儀

下総契約之内

百挺拵此通付

御渡方之儀契約

出来迄此節

是迄者荷物

壬弐百挺拵へ

上候ニ此通返上

右申出書相達候

如斯早々

三月廿五日　山川[illegible]

本書一通ハ文書目ノ一通ハ
離シテ新保存

[illegible]
下総勢州者被
罷越候處付
可被成旨臨時勢州
出来候ハヽ此段申付
ヘ引合候様申越
千代罷越候
上候也此段急度
相心得此書可被
候早々
三月十六日　山川要人
深井兵庫殿

THE YOKOHAMA SPECIE BANK, L'D.,
YOKOHAMA.

昭和四年三月十七日　[illegible]

[illegible]

[illegible]

興業銀行ヨリ再下請スル仲買人

林猶吉　村上太三郎　津田七五郎

小布施新三郎　織田昇次郎　渡辺對二

半田庸太郎　冨倉林蔵　鈴木圭三

德田孝平　南波礼吉　粟生武右衛門

拝啓　日本銀行大阪支店ヨリ貴地ニ於ケル下請銀行組合事務ヲ取扱ハシメラルヽ件
先般御上京ノ節日本銀行総裁ヘ御依頼相成候趣ノ処同行ニ於テ之ヲ承諾セラレ
調査役結城豊太郎氏ヲ以テ其任ニ当ラシメラルヽ趣幹事迄回答有之候間此件御通知
申上候営業貴地下請銀行各位ヘハ貴台ヨリ御伝ヘ被下度候　敬具

明治四十三年二月十八日　　下請銀行組合幹事

三十四銀行頭取
小山健三殿

領収證

一松本課長宛 封書一通

右正ニ受領候也

三月十八日

国債局文書掛

深井殿

大藏省

拝誦陳者下請銀行組合事務取扱ノ義ニ
付過般總裁へ御依頼仕候處早速日本
銀行大阪支店長結城豊太郎殿御指定
被成下組合銀行一同満足ノ至ニ奉存候右ニ
對シ日本銀行總裁へ貴下ヨリ可然御挨拶
被成下度御答旁御依頼申上候　敬具

三月十九日

三十四銀行頭取
小山健三（印）

下請銀行組合幹事
男爵高橋是清殿

株式三十四銀行

[illegible]

大藏省

拝啓益御清康奉賀候陳ハ貴地経
由銀行集會ニ於テ諸地ニ於テ先般出来之
四分利公債ハ當行價格以下ニテ賣買相成候
以様ニ候ヘ共公債ハ其下落致シ市場ニ壹萬円ハ
風説有之候ニ付風説ニ止ヲ相成候ニ付又ニ依リ之レ
下請者ヨリ七五萬円ハ義ハ萬無之ト存候ハ信用ヲ於テ一応
御考査奉煩度當地ニ六分利公債引受候
照會申上候 敬具

三月十八日

株式會社三十四銀行頭取

小山健三

株式會社三十四銀行

（大阪 増谷印行）

會社 三十四銀行

鉄道買収ニ於テ先般発行ノ四分利付公債ヲ発行価格以下ニテ売買シ有之且ツ右公債ヲ果時下
請求ヨリ市場ニ売出シ候風説ヲ聞込相成候趣ヲ以テ御問合有之候処右ハ公衆ノ為メ
ニヨリテハ割当ヲ得タル某外国商会、仲買人、又ハ銀行ノ内ニ発行価格以下ニテ四分利付公債ノ
売却ヲ希望シタル向キアリ而シテ市場ニテノ売買ハナカリシモ相対ニテ多少ノ取引ハ有之候由然ルニ
果シテ目下ハ最早売物ノ出ルナキ跡ヲ絶ケシ様子ニ御座候
右発行価格以下ニテ売却ヲ希望セル理由ハ整理公債
所有者ニシテ之ヲ手放サント欲スルモノガ一旦新公債ニ乗換ヘタル上売却スルハ
発行価格ヨリ低クトモ却テ整理公債ノ儘ニテ売却スルヨリモ有利ナリト認メタルニアリト
私案候而シテ再下請求ノ内ニハ未ダ新公債ヲ市場ニ売出シタルモノ無之候如此御座候
回答候敬具

四十三年三月二十二日

[illegible]

山口健三郎殿

下清作含辞年

男爵高橋是清殿

會社 三十四銀行

（大阪 ... 刊行）

拝啓 四分利公債價格維持ノ為メ下諸銀行組合ニ於テ買入ヲ為ス
手續ノ件別紙往復書寫ノ通リ日本銀行ノ承諾ヲ得候ニ付御
通知申上候
手續約定書順次ニ廻附可致候ニ付御調印被成下度候
手續第五條ハ當初御協定ノ趣旨ヲ一層明確ニ表明スル為メ持
事ニ於テ協議ノ上別紙ノ通リ修正致置候ニ付御承認被成下度候
右得貴意候 敬具

昭和四年三月廿三日

下諸銀行組合幹事

四分利付公債ヲ発行価格以下ニテ市場ニ売出スモノアルトキハ下請銀行組合ニ於テ価格維持ノ為メ之ヲ買入ルル手続別紙ノ通リ取定メ置度候間御承認被下度此段願上候也

明治四十三年三月廿七日

下請銀行組合幹事
株式会社第一銀行頭取男爵 渋沢栄一
横浜正金銀行頭取男爵 高橋是清

日本銀行総裁男爵 松尾臣善殿

四分利公債ノ發行價格以下ニテ市場ニ賣出スモノアルトキ價格
維持ノ爲下請銀行組合ニ於テ買入ノ手續法申出相成了承
致候處右ハ申出ニ同意難致候右樣承知相成度此段
及御回答候也

明治四十三年三月廿三日

日本銀行総裁
男爵 松尾臣善

下請銀行組合 幹事
株式会社第一銀行頭取男爵 澁澤榮一殿
横濱正金銀行頭取男爵 高橋是清殿

写本

第五條　買持高極度ニ達シ尚ホ買入ノ必要アルトキハ買持公債ノ買上ヲ日本銀行ヘ願出ツルコト

前項ノ場合ニ於テハ買上ラルル公債ノ額面ニ對シ年四分ノ割合ニテ買入ノ日ヨリ買上ノ前日ニ至ルマデノ利子ヲ算出シ之ニ買入原價ヲ加ヘタル額ヲ以テ買上代價トスルコト但組合ニテ買持中ニ利札仕拂ヲ受ケタルトキハ其利子額ヲ買入原價ヨリ控除スルコト

申候ハ

四分利付公債買入手続ノ約定書［同封］御送附致候間貴地［各］下請銀行ノ調印ヲ求メ御還附被成下度

右ノ関係ノ利札ノ通リ日本橋并ニ東京大阪両地ノ各下請銀行ヘ［同文］通牒セシ候間御承知置ナ被下

以上

右当用得貴意候也

四十三年三月二十二日

深井英五

結城豊太郎殿

THE YOKOHAMA SPECIE BANK, L'D.,
YOKOHAMA.

明治四十三年三月廿四日　横浜正金銀行
　　　　　　　　　　　　頭取代理
下請銀行組合　　　　取締役山川勇木
　総幹事　御中

拝啓陳者四月初旬ヨリ御使用ノ為メ御提出相成候手形五条修正
申出候儀ニ付総テ当行規程修正ノ上修正文
写ヲ相添ヘ申候間御回付申上候
何卒御承知ノ上御回付可被下候
御各行ノ上ハ調印ノ上御返却被下度此段申上候
右得貴意申上候也

住友銀行
大阪市北濱五丁目

住友銀行支配人
志立

下請銀行組合幹事
髙橋是清殿

拝復
四分利公債價格維持ノ爲メ下請銀行組合ニ於テ買入ヲ爲スヘキ債額協定ニ関スル寫御送付ニ相成リ落手致シ候奉謝候右御請迄如此御座候 敬具

明治四十三年三月廿五日
第　號

會社 三十四銀行

THE YOKOHAMA SPECIE BANK, L'D.,
YOKOHAMA.

明治四十三年三月廿四日　横浜正金銀行
取締役　山川勇木（印）

下總銀行頭取
鶴見　殿

拝啓　陳者　下總銀行　振出　調査之上
御返戻相成候間御査収被下度候右御通知申上候
敬具

拝啓

同封四分利付公債買入目録御受書ニ貴地

下諸銀行名代表者ノ記名調印ヲ求メテ返

附致候間御査収願上候也

明治四十三年三月廿三日

結城豊太郎

深井英五殿

侍史

二十八日答書出ス

拝啓 陳者 新合議度ニ付明二日午前十一時ヨリ日本銀行ヘ御集集被
成下度此段得貴意候 敬具

明治四十三年四月一日

下請銀行組合幹事

小山健三氏ヘ本件直ニ傳言ノ上
当地再下請ニ為ル仲買人竹原ナド尚地方市場ヘ四分利
公債ヲ売出シ居ル由御序ニ承リ度所縁方充分微候ニ意
御願致シ

大阪支店長

高橋是清

小山□□ニテ伝言セヨ
〇

貴地再下請先直竹原当地ヘ四分利公債ヲ売出シ居ル由森伊注意相成タシ

聞キ候間取締ラスベシ

高橋是清

大阪支店長宛

小山健三氏ヘ左ノ通リ伝言セヨ
当地再下請負タル仲買人竹原ナドヨリ当地市場ヘ四分利
公債ヲ売出シ居ル由聞及ビタルニ付取締方充分御注意有之度
御願度シ

（コヤマニ）イワ ズア コモ
アナ（サニ）アミノウメキリナ（ナカガヒニン）（タケハラ）リム ラツ アツ（ニチヨウ）イワ 四キタ（リ）
ホコラタアリスミ（ニラル）カツ チサ カナ ゴ ラ ヤル メ ミ サヨ カフ
コ エ

高橋是清

大阪支店

明治　年　月　日

日本銀行

写
本書ハ引継

明治四十三年三月十日下請銀行組合ハ第二回四分利付公債募集ニ関シ協議会ヲ日本銀行ニ開キ左ノ事項ヲ決議ス

下請金額ノ件

一、下請金額ハ各銀行トモ前回同様トスルヿ
但シ再下請ノ分ハ加算スルヿヲ得ルヿ尤モ其申出ハ三月十日限リトスルヿ

公債代用ノ方法ヲ簡便ニスル件

一、世襲財産トナリ居ル公債及供托公債等ノ交換方法ヲ簡便ニスルコトニ付テハ塚田局長ニ於テ充分盡力セラルヽヿ

一、下請銀行ニ擔保トナリ居ル公債代用ノ應募ニ付テモ前同断ノヿ

再下請ノ件

一、銀行、保険会社等ニ再下請ヲ為サシムルコトハ従前ノ通リトスルヿ

一、仲買(取引所付属ノモノ)ハ左ノ制限ニテ各行ニテ再下受ヲ為サシムルヿ

但一人ニシテ数行ニ渉リ再下請ヲ為スモ可ナルヿ

1、再下請ニヨリ割当テラレタル公債ノ供托ヲ為スヿ

2、保証金百円ニ付五円ヲ納メシムルト否トハ各行ノ定ムル所ニ一任スルヿ

3、売却ノ時ハ前以テ相談スルヿ

一、福島、小池、神田ノ三仲買ノ再下請額ハ五百万円トシ之ヲ興業銀行ノ下受額ニ加算シ該行ヨリ三人ニ再下受セシムルヿ但興業銀行ニ於テ右五百万円ヲ其下請額ニ加算スルヤ否ヤハ三月十一日ニ決スベキヿ

供托、保証金及売却ノ時前以テ相談スル件ハ他ノ仲買ト同様ニスルヿ

一、大阪ノ仲買六人ハ東京ノ三人並トスルヿ 但若シ行ハレザルトキハ一般仲買ニ入ルヤモ知レズ其決定ヲ保留スルヿ

一、仲買人ノ再下請料ハ従テ二百分ノ一トスルヿ、其以外ハ各行ノ随意トスルヿ

取扱銀行ノ件

一、下請銀行以外ノ銀行ニ借換公債應募取扱ヲ委托スルコトハ日本銀行ニ於テ詮考ノ上決定セラルベキヿ

一、取扱銀行手数料ハ募入高百円ニ付キ二十銭トセラレ度仲買其他ニ仕払フベキ手数料ハ右二十銭ノ内ヨリ支払フモノトシ其金額ハ各行トノ協議ニ任スコト

公債買入ノ件

一四分利付公債買入手續別紙ノ通リトス

写
本書

組合ノ負担ハ第一回ノ割合ニ準ズ

四月五日発電　大阪支店ヨリ

方務写真部宛
電信県事件ニ付小山知今朝竹原分局野村ヲ呼出戒
告シ今後モ大ニ注意スヘシトノ事　委細郵便

電報送達紙

受取人住所氏名

報 局 號 日 分 字 分

第 九
午二時 九 分
午 時 分

記事

メコツシヘコヤマミエ
ラフヘメケハラノフ
ヘノムラシラメキミヘ
カイコクシヘミテミケ
ヒクチキル カフクセナ

注意 若し他人へ宛たる電報の配達を受けたる方は其由を付箋し直ちに之を配達したる電信局所に返戻せらるへく決して其受取本人へ直達し又は手渡することはなかるへし

第 壹四壹六 號

ペセ

43.4.5

電報送達紙

着局	番局	報	局	號	日	分	字	分	受信人居所氏名
受信 當務者	受信 午 時 分			第	四.五	受付 午 時 分	\ 字		二、

留定

リウフラチ

記事

注意 若しも他人へ宛たる電報の配達を受けたる方は其由を付箋し直ちに之を配達したる電信局所に返戻せらるへく決して受取人へ直送し又は手渡することはなりません

番信 第　號

受信日附印

43.4.5

遞人 (三)十 (縦)

拝啓

英國四分利公債買入手續約定書ヘ調印ノ上（爲替手形ト共）御返附相成度此段得貴意候

敬具

深井英五

横濱正金銀行

頭取代理取締役　山川勇木殿

THE YOKOHAMA SPECIE BANK, L'D.,
YOKOHAMA.

明治四十三年四月三日

横浜正金銀行
頭取代理
取締役 山川勇木

下関銀行頭取
高橋錦子殿

拝啓 四分利付公債買入方御照会之趣敬承候
右様の正比価格ハ当日ならでハ申兼候
為其貴答迄如此也

八、

日本銀行大阪支店

明治　年　月　日

謹啓仕候、愈々御清祥之段奉大賀候、扨テ
昨日電報ヲ拝シ候件ニ付キ、早速山口健
三氏ヘ傳言仕候処、同氏ハ過刻電信ニテ
御貴意候通リ今日午前、竹原友三郎ヲ
呼付ケ充分ニ戒告ヲ加ヘ、若シ斯カル事ヲ
継続シ、仮令再下請者トシテ引受ケタル分ニ
非ストスルモ一市場ニ対シ多額ノ供給ヲナシ
或ハ陰ニ安価ナル買入ヲ試ミテ一面ニ売
崩ヲ助成スルガ如キコトアラバ第三回四分利公
債発行ノ時ヨリハ再下請者タラシムルコト能ハ